

# 教育子ども委員会 説明資料

今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に  
関する方針（案）について

令和元年12月5日

子ども青少年局

# 目 次

1	方針の概要	1
2	検討経過及び主な調査結果等	2
	(1) 検討経過	2
	(2) 主な調査結果等	3
3	早期子ども発達支援の方向性	4
	(1) 早期子ども発達支援を取り巻く現状及び課題	4
	(2) 早期子ども発達支援の方向性	5
4	新たなる地域療育センターの設置・運営及び拡充に向けた 方向性	6
	(1) 設置・運営の方向性	6
	(2) 拡充に向けた方向性	8
	(3) 期間中の主な事業実施スケジュール（予定）	9
5	今後のスケジュール	9
	(別添)	
○	今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針（案）	別添1
○	今後の子どもの発達支援施策推進の基本的な考え方について 答申	別添2

## 1 方針の概要

区 分	内 容
策定趣旨	<p>本市の就学前の子どもの発達支援（以下、「早期子ども発達支援」という。）は、障害の早期発見・早期療育を目的として、地域療育センターを市内に5か所設置することを目標に定め、平成26年度に体制が整備されたところである。</p> <p>しかしながら、発達障害の認知の高まりや育児環境の変化などにより、早期子ども発達支援のニーズが増加しているとともに、求められる支援が大きく変化してきていることから、早期子ども発達支援施策の中核となる地域療育センターの5か所体制完成後の方針（以下「方針」という。）を定めるもの。</p>
位置づけ	<p>なごや子ども条例に基づく子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 子どもに関する総合計画」を実施するための具体的な方針として位置づける。</p>
期 間	令和2年度～6年度までの5年間

## 2 検討経過及び主な調査結果等

### (1) 検討経過

年度	事項	趣旨・概要
平成28年度	①子どもの育ちと保護者意識に関する調査	子どもの発達の現状や子どもの発達に関する保護者の意識を把握することを目的として、小学校2年生の子どもの保護者10,000人を対象にアンケート調査を実施
	②名古屋市子ども発達支援推進指針	近年の法改正及びニーズの多様化などの現状に対応するため、本市における子ども発達支援の考え方を整理し、子ども発達支援施策を計画的に推進するための当面の指針を作成
平成29年度	③名古屋市障害児早期療育指導委員会に対する諮問	②で整理した方針に基づき、市長の附属機関会議である「名古屋市障害児早期療育指導委員会」に対し、今後の早期子ども発達支援施策推進の考え方について諮問
平成30年度	④子ども発達支援に関する調査	障害児通所支援給付及び地域療育センターのニーズ等を把握することを目的として、障害児通所支援給付の認定を受けている子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施
	⑤子ども発達支援体制のあり方に係る調査	①～④で整理した考え方や把握したデータを踏まえ、本市の早期子ども発達支援体制の今後のあり方についての提言を得るための調査を実施
	⑥名古屋市障害児早期療育指導委員会から答申受領	③で諮問した事項を審議するために専門部会を設置し、7回にわたる議論を重ねた結果をまとめ「答申」として受領
令和元年度	⑦早期子ども発達支援体制の将来構想に係る調査	⑤、⑥の内容を踏まえ、長期的な視点で本市の早期子ども発達支援を推進するための将来構想についての提言を得るための調査を実施
	⑧名古屋市障害児早期療育指導委員会での意見聴取	名古屋市障害児早期療育指導委員会に方向性案を示し、意見聴取を実施

(2) 主な調査結果等

ア 子ども発達支援体制のあり方に係る調査報告書の概要「(1) ⑤」

区分	内容
名古屋市の早期子ども発達支援を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害等の認知と早期子ども発達支援へのニーズの高まり</li> <li>・対象者の拡大</li> <li>・子どもを取り巻く諸課題との複合化・複雑化</li> <li>・家庭環境の変化</li> <li>・障害児施策に関する法制度の変化</li> </ul>
早期子ども発達支援ニーズ推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育や専門的な発達支援等を必要とする子どもと保護者の支援に係るニーズ(狭義のニーズ)・・・12.6%</li> <li>・発達に不安のある子ども及び子どもの発達に不安を感じる保護者の支援に係るニーズ(広義のニーズ)・・・27.9%</li> </ul>
今後の子ども発達支援体制に向けた提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期子ども発達支援施策の質量両面からの拡充</li> <li>・早期子ども発達支援施策と子ども・子育て支援施策の一体的推進</li> <li>・地域療育センター等の役割と課題の提示</li> </ul>

イ 名古屋市障害児早期療育指導委員会の答申概要「(1) ⑥」

区分	内容
今後の基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児に限らず、発達に遅れやアンバランスがあるなど、発達支援を必要とする子どもへと対象を拡大</li> <li>・どの施設、事業を利用した場合でも、必要な発達支援を受けられる体制の整備</li> </ul>
基本的な方向性を実現するための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援と早期子ども発達支援の一体的な実施</li> <li>・早期子ども発達支援施策の拡充</li> <li>・情報提供の充実と相談機能の強化</li> </ul>
目指すべき連携の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期子ども発達支援に携わる人材育成の仕組み</li> <li>・地域療育センター等による子ども・子育て支援施設へのバックアップの仕組み</li> </ul>

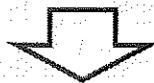
ウ 早期子ども発達支援体制の将来構想に係る調査報告書の概要「(1) ⑦」

区分	内容
今後の地域療育センター等の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センターが実施する支援と主要事業の整理</li> <li>・専門職の複数配置とニーズに応じた柔軟な配置</li> <li>・診療所機能を限定した地域療育センター等の新設</li> </ul>
地域療育センター配置計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的なニーズ、状況に応じて見直しができる計画</li> <li>・主要事業別のニーズの推計</li> <li>・地域療育センター配置計画の提案</li> </ul>

### 3 早期子ども発達支援の方向性

#### (1) 早期子ども発達支援を取り巻く現状及び課題

現状	<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害の認知の高まり</li><li>・障害児に限らず、発達に遅れやアンバランスがあるなど、発達支援を必要とする子どもへと対象が拡大</li><li>・子ども・子育て支援の諸課題との複合性・複雑性</li><li>・障害児施策に関する法制度の変化</li></ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"><b>早期子ども発達支援のニーズの増加</b></div> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの発達についてどこに相談したらいいか分からなかった保護者の割合 約4割</li><li>・地域療育センター診療部門での初診を受けられるまでの期間 平成27年度～30年度で最長4か月半</li><li>・保育所で障害児認定を受けている子ども 平成17年度～29年度で約2.4倍に増加</li><li>・児童発達支援センターに入園できなかった子ども 平成28年度～31年度の平均 約20人（定員の約7%）</li></ul>
----	---



課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・早期子ども発達支援のニーズの増加に伴い、地域療育センターの初診待機期間が長期化するなど、支援・サービスの供給量が十分とは言えず、ニーズに応じた支援体制を整備する必要がある。</li><li>・子どもの発達に遅れや気になるところがあると感じている保護者が増えており、子ども・子育て支援施策も含めて発達支援の質を強化する取り組みが求められている。</li></ul>
----	--

## (2) 早期子ども発達支援の方向性

現状や課題を踏まえ、早期子ども発達支援の必要な子どもと支援の対象となる保護者が、地域で、必要な支援を、必要な時期に受けられる支援体制を整える。

新たな早期子ども発達支援体制	<ul style="list-style-type: none"><li>①一人ひとりの子どもと保護者の悩みにきめ細やかに応じ、より添う相談体制</li><li>②診察を必要とする子どもが適切な時期に診察を受けられる体制</li><li>③保育所や幼稚園などに通いながら適切な発達支援を受けられる体制</li><li>④地域療育センターの通園部門での発達支援を必要とする子どもが必要な時期に支援を受けられる体制</li></ul>
----------------	--

上記を実現するため、保健センターや保育所等の子ども・子育て支援施設の職員が子どもと保護者の状況に応じて適切な助言や情報提供を行い、子ども発達支援の施設につなげるなど早期子ども発達支援施策と子ども・子育て支援施策を一体的に実施できる体制を整えるとともに、現在の地域療育センターをベースとして「質の拡充」と「量の拡充」を行い、「新たな地域療育センター」として支援体制を構築する。

## 4 新たな地域療育センターの設置・運営及び拡充に向けた方向性

### (1) 設置・運営の方向性

事項	内 容							
地域支援・調整部門の設置検討	<p>これまで地域療育センターが行ってきた「本人支援」、「保護者支援」に加えて、新たに「気づきの支援」、「地域支援」への取り組みを行うため、「地域支援・調整部門」の設置を検討する。気づきの段階から支援を行うほか、地域の社会資源と連携し、子ども・子育て支援と子ども発達支援の一体的実施を推進する。</p> <p><b>【地域支援・調整部門が実施する主な事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達相談</li> <li>・療育グループ（初診前グループを含む）</li> <li>・地域の社会資源への後方支援をはじめとした地域支援</li> <li>・障害児通所支援等の利用に係る計画相談</li> </ul> <p><b>【イメージ】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">&lt;従来&gt;</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">診療部門</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">通園部門</td></tr> </table> <div style="margin: 0 20px; font-size: 2em;">➡</div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">&lt;今後&gt;</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">診療部門</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">通園部門</td></tr> <tr style="background-color: black; color: white;"><td style="padding: 5px;">地域支援・調整部門</td></tr> </table> </div>	<従来>	診療部門	通園部門	<今後>	診療部門	通園部門	地域支援・調整部門
<従来>								
診療部門								
通園部門								
<今後>								
診療部門								
通園部門								
地域支援・調整部門								
通園部門の定員の柔軟な設定	<p>通園型療育が必要な子どもが、必要な時期に通園型療育を利用できるように、通園部門の利用を希望する子どもをできる限り受け入れることを目標として、定員を柔軟に変更できる仕組みの導入を検討する。</p>							

事項	内 容
体系的職員研修の実施	<p>地域療育センターの職員をはじめ、早期子ども発達支援に携わる職員の支援スキルの維持・向上を目的として、子どもや保護者支援の知識・スキルを習得する研修を継続的、段階的に受けることができるよう体系的な職員研修を実施する。</p>
運営基準の設定	<p>市内のすべての地域療育センターが質の確保された早期子ども発達支援を実施できるよう、地域療育センターの運営に係る基準を定める。</p>
新たなタイプの創設及び診療ニーズへの対応	<p>身近な地域で早期に「気づきの支援」、「地域支援」等ができるよう、地域療育センターの通園部門にあたる児童発達支援センターに「地域支援・調整部門」を設置し、新しいタイプの地域療育センターとして位置づけ、複数の地域療育センターを組み合わせ、エリアを担当する方法の導入を検討する。</p> <p>また、市内を5つのエリアに分けてすべてのエリアに診療部門を設置するA型を1か所以上配置するとともに、同じエリアに配置されたA型とB型が連携することにより、診療に係るニーズに対応する。</p> <p>【地域療育センターのタイプイメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt; A型 &gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p style="text-align: center;">診療部門</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">通園部門</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">地域支援・調整部門</p> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>&lt; B型 &gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p style="text-align: center;">通園部門 (児童発達支援センター)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">地域支援・調整部門</p> </div> </div> </div>

## (2) 拡充に向けた方向性

早期子ども発達支援のニーズの増加傾向が続いている中、各地域療育センターに新たに「地域支援・調整部門」を設置することを検討し発達に遅れなどのある子どもと保護者の支援の強化を速やかに行う。

また、施設整備については、東部エリア（千種区・守山区・名東区）及び南部エリア（南区・緑区）で支援・サービスの供給量が不足していると認められるため、新たなる地域療育センターを市内に7か所設置することを目指しているが、「発達センターちよだ」及び「発達センターあつた」の活用も含め地域療育センター体制の拡充を図っていくこととする。

### 【拡充イメージ】



(3) 期間中の主な事業実施スケジュール（予定）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域支援・調整部門の設置	検討・設置				
通園部門の柔軟な定員設定	準備			段階的实施	
	準備		実施		
体系的研修の実施	検討・整備着手				

5 今後のスケジュール

時期	内容
令和元年12月～ 令和2年1月	パブリックコメントの実施
令和2年2月	名古屋市障害児早期療育指導委員会への報告
令和2年3月	策定及び公表

Handwritten title or header text at the top of the page.

Handwritten text in the first section, possibly a date or introductory sentence.

Handwritten text in the second section, continuing the narrative or list.

Handwritten text in the third section, showing further details.

Handwritten text in the fourth section, possibly a paragraph or list item.

Handwritten text in the fifth section, continuing the content.

Handwritten text in the sixth section, possibly a transition or new point.

Handwritten text in the seventh section, showing more text.

Handwritten text in the eighth section, continuing the flow.

Handwritten text in the ninth section, possibly a summary or conclusion.

Handwritten text in the tenth section, showing further details.

Handwritten text in the eleventh section, continuing the content.

Handwritten text in the twelfth section, possibly a final paragraph.

Handwritten text in the thirteenth section, showing more text.

Handwritten text in the fourteenth section, continuing the flow.

Handwritten text in the fifteenth section, possibly a closing or signature.